

平成20年度

# 事故情報収集・調査報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

## はじめに

独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E：ナイト）は、消費生活用製品等に関する事故情報の収集を行い、その事故原因を調査・究明し、さらにその結果を公表することによって、事故の未然・再発防止を図り、国民の安全・安心な暮らしの実現に貢献しています。

平成19年5月14日、改正消費生活用製品安全法（以下、改正消安法）が施行され、重大製品事故に関する製品事故情報報告・公表制度がスタートし、重大製品事故情報<sup>（注1）</sup>の迅速な周知によって消費者の安全確保が強化されました。重大製品事故以外の製品事故については、これまでどおりN I T Eが事故情報の収集・調査・分析・公表を行い、事故の未然・再発防止を図っています。

N I T Eは、製品事故情報報告・公表制度により報告された重大製品事故の技術的な調査を経済産業大臣の指示に基づき実施するとともに、重大製品事故以外のすべての事故について、通知者、製造・輸入事業者等から事実関係等を聴取するほか、事故発生現場の確認や事故品の確認・入手等に努め、必要に応じて事故の再現テスト等を実施して技術的な調査及び評価を行っています。そして、事故原因を究明し事業者の再発防止措置に役立てています。平成18年度に「事故リスク情報分析室」を設置し、R－m a p（23ページ参照）によるリスク評価分析を取り入れています。さらに平成21年4月1日からの「長期使用製品安全点検・表示制度」の特定保守製品に関する経年劣化の分析を行った結果を経済産業省に提供し、同制度施行日に「経年劣化対策室」を新設しました。

また、重大製品事故以外の事故調査の結果は、学識経験者等により構成される事故動向等解析専門委員会における審議を通じて、妥当性を検証しています。これらの事故情報やその調査状況・調査結果は随時、経済産業省に報告するとともに、ホームページ等を通じて公表しています。必要な場合には経済産業省から事業者や業界に対して行政上の措置が講じられます。

本報告書は、事故情報収集制度に基づき、平成20年度（平成20年4月～平成21年3月）の事故情報の収集状況、平成20年度に調査・評価が終了し公表した事故情報に関する各種データ（N I T Eが収集した重大製品事故情報以外の事故情報で、事故動向等解析専門委員会による審議を終えたもの）及び、同期間中に収集された重大製品事故情報についてとりまとめ、平成21年3月31日現在における集計結果を平成20年度版報告書として公表するものです。

（注1）製品事故のうち、死亡、重傷、一酸化炭素中毒事故や火災などが発生した場合、製造事業者や輸入事業者は事故を知った日から10日以内に経済産業大臣に報告する義務があります。本報告書における「重大製品事故情報」とは、消費生活用製品安全法第35条第1項に基づき、経済産業大臣に報告された事故をいいます。

独立行政法人製品評価技術基盤機構

## 目次

### はじめに

1. 事故情報収集制度において収集する事故情報	1
2. 事故情報の収集体制と事故情報収集結果	1
(1) 情報源別事故情報収集件数	1
(2) 製品区分別事故情報収集件数	3
(3) 事故情報収集件数上位10品目	4
(4) 製品区分別被害状況	6
3. 事故情報の調査	7
(1) 事故情報調査状況	7
(2) 注目・多発事故調査状況（重大製品事故情報を除く）	9
(3) 原因究明手法開発調査	10
(4) 重大製品事故に関わる調査	10
4. 事故情報調査結果の分析	11
(1) 事故原因別事故情報	11
(2) 平成20年度における製品区分別事故原因	13
(3) 製品区分別事故原因	14
(4) 年度別「製品に起因する事故及び重大製品事故」及び「誤使用や不注意による事故」 上位5品目	17
(5) 事故原因別被害状況	19
(6) 再発防止措置	22
5. 事故情報の分析等	23
(1) 事故リスク分析	23
(2) 経年劣化対策	24
6. 社告・リコール情報の収集結果	25
7. 事故情報収集結果等の公表	26
(1) 事故情報収集・調査報告書	26
(2) 事故情報特記ニュース及びプレスリリース	26
(3) 電子メールマガジン	26
(4) 広報誌	27
(5) リーフレット	27
別表 事故情報「特記ニュース」及び「プレスリリース」	28
別添 品目代表例一覧	31

## 1. 事故情報収集制度において収集する事故情報

事故情報収集制度では、消費生活用製品等(家庭用電気製品、燃焼器具、乗物・乗物用品、レジャー用品、乳幼児用品等)が関係して発生した事故で、①製造・輸入事業者から経済産業省(注:平成21年9月以降は消費者庁)に報告があり、公表された重大製品事故、②①以外の事故についても(ア)人的被害が生じた事故、(イ)人的被害が発生する可能性の高い物損事故、(ウ)人的被害が発生する可能性の高い製品の不具合に関する情報を収集しています。

## 2. 事故情報の収集体制と事故情報収集結果

### (1) 情報源別事故情報収集件数

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)では、製造・輸入事業者、行政機関、全国の消費生活センター、消防等から事故情報の通知を受けるとともに幅広く事故情報を収集しています。

平成18年度から平成20年度までの3年間の情報源別事故情報収集件数は図1及び表1のとおりです。3年間の収集件数の状況については、平成19年5月に重大製品事故に関する製品事故情報報告・公表制度が施行され、製造・輸入事業者の安全意識の向上により事業者の事故通知が増加し、さらにデスクマット1品目で1,000件を超える事故情報が事業者からまとめて報告されことによって、平成19年度は7,298件と前年度比1.8倍(79%増)という過去最多の事故情報を収集しました。そのため、平成20年度については、5,440件で前年度比0.75倍(26%減)となりました。

平成20年度についてみると、収集件数が最も多い情報源は「製造事業者等」で、2,139件と全体の39%であり、前年度比0.7倍(30%減)となりました。また、国の機関からの「重大製品事故」情報は、1,400件で前年度比1.43倍(43%増)となりました。

図1 情報源別事故情報収集件数\*

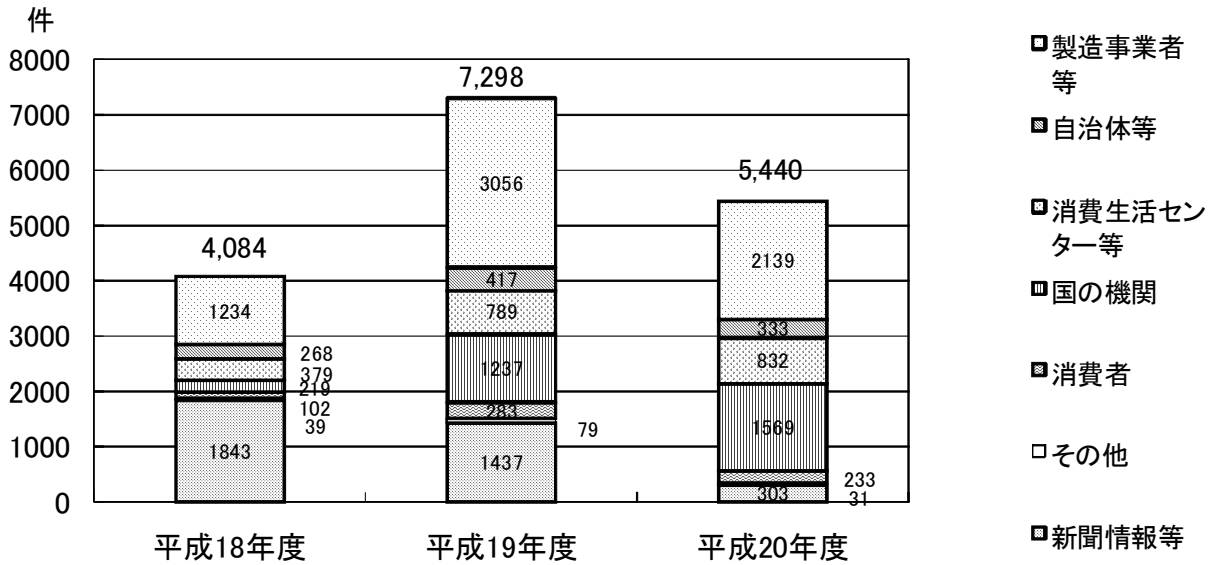


表1 情報源別事故情報収集件数\*

情報源	年度 件数	平成18年度		平成19年度		平成20年度			
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数 前年比	構成前年 比増減 (ポイント差)
製造事業者等		1,234	30.2%	3,056	41.9%	2,139	39.3%	▲30.0%	▲ 2.6
自治体等		268	6.6%	417	5.7%	333	6.1%	▲20.1%	0.4
消費生活センター等		379	9.3%	789	10.8%	832	15.3%	5.4%	4.5
国の機関	重大製品事故情報	—	—	977	13.4%	1,400	25.7%	43.3%	12.3
	その他	219	5.4%	260	3.6%	169	3.1%	▲35.0%	▲ 0.5
消費者		102	2.5%	283	3.9%	233	4.3%	▲17.7%	0.4
その他		39	1.0%	79	1.1%	31	0.6%	▲60.8%	▲ 0.5
小計		2,241	55.0%	5,861	80.4%	5,137	94.4%	▲12.4%	14.0
新聞情報等		1,843	45.0%	1,437	19.6%	303	5.6%	▲78.9%	▲ 14.0
合計		4,084	100.0%	7,298	100.0%	5,440	100.0%	▲25.5%	—

- ※：(1) 国の機関の「重大製品事故情報」は経済産業省から重大製品事故情報として通知のあったものについて、N I T Eが収集対象とする事故情報を平成21年3月31日までに受け付けを行ったものです。  
 (2) 「国の機関」の「その他」は、ガス事業法や高圧ガス保安法等に基づく通知、経済産業局相談室など、重大製品事故情報以外の通知です。  
 (3) 「新聞情報等」では、同一事故を複数紙が報道した場合でも1件とカウントしています。

以下の各項目については、収集された事故情報のうち、同一の製品事故に対して複数の情報源から通知されたもの（重複情報）、調査の結果、自殺や放火等製品事故ではないことが判明したもの、及び食品や自動車などの消費生活用製品ではないものを除いた実質の事故情報（注2）に関するものです。

(注2) 実質の事故情報と記載していますが、この件数の中には、調査中のものも含まれており、調査を進める段階で、製品が事故発生に関係していないことが判明した場合には、対象外として件数から除外するため、確定した数値ではありません。そのため、平成21年3月31日現在の件数としています。

例えば、平成19年度の事故情報収集制度報告書における19年度収集件数は6,371件でしたが、本報告書の中での平成19年度収集件数は、調査が進んだことにより、6,007件に減少しています。

## (2) 製品区分別<sup>(注3)</sup> 事故情報収集件数

平成18年度から平成20年度までの3年間の製品区分別事故情報収集件数は表2のとおりです。(平成21年3月31日現在。事故原因調査中のものを含む。)

平成20年度の収集件数は4,763件で、前年比21%減となりました。これは、平成19年度に約1,000件報告されたデスクマットが約100件になった「身のまわり品(同一区分前年比67%減)」と、ガスこんろの事故件数が減った「燃焼器具(同一区分前年比29%減)」の減少によるものです。

平成20年度で収集件数が最も多い製品区分は、「家庭用電気製品」で全体の50%、次は「燃焼器具」の21%となりました。

収集件数が減っているにもかかわらず「家具・住宅用品」、「乗物・乗物用品」、「乳幼児用品」、「台所・食卓用品」、「繊維製品」は増加しています。

「家具、住宅用品」では、介護用ベッドの手すりによる事故が多く見られたほか、「乗物・乗物用品」では自転車、「乳幼児用品」では乳児用消毒バッグ、「台所・食卓用品」ではなべのガラスふたの破損、「繊維製品」では異物の混入がありました。

保健衛生用品の大幅減少は、冷却スプレーの殺虫剤による爆発事故やカラーコンタクトレンズ装用による眼障害の事故が減少したことによるものです。

(注3) 各製品区分に属する主な品目を別添(31ページ)に示します。

表2 製品区分別事故情報収集件数（重複情報等を除く）※

製品区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度			
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数前年比	構成比増減(ポイント差)
家庭用電気製品	1,190	39.1%	2,420( 550)	40.3%	2,392( 733)	50.2%	▲ 1.2%	9.9
台所・食卓用品	70	2.3%	115( 8)	1.9%	140( 14)	2.9%	21.7%	1.0
燃焼器具	1,263	7.0%	1,408( 336)	23.4%	1,003( 418)	21.1%	▲28.8%	▲ 2.3
家具・住宅用品	155	5.1%	281( 64)	4.7%	329( 81)	6.9%	17.1%	2.2
乗物・乗物用品	189	6.2%	154( 60)	2.6%	168( 53)	3.5%	9.1%	0.9
身のまわり品	218	7.2%	1,253( 65)	20.9%	426( 40)	8.9%	▲66.0%	▲12.0
保健衛生用品	25	0.8%	119( 9)	2.0%	32( 5)	0.7%	▲73.1%	▲ 1.3
レジャー用品	29	0.9%	111( 13)	1.8%	108( 17)	2.3%	▲ 2.7%	0.5
乳幼児用品	21	0.7%	131( 4)	2.2%	134( 12)	2.8%	2.3%	0.6
繊維製品	20	0.7%	13( 1)	0.2%	31( 5)	0.7%	138.5%	0.5
その他	0	0.0%	2( 0)	0.0%	0( 0)	0.0%	—	0.0
合計	3,043	100.0%	6,007(1,110)	100.0%	4,763(1,378)	100.0%	▲20.7%	—

※：平成19年度、平成20年度の括弧内件数は、経済産業省から重大製品事故情報として通知のあったものについて、N I T E が収集対象とする事故情報を平成21年3月31日までに受け付けを行ったものであり、内数です。

### (3) 事故情報収集件数上位10品目

平成18年度から平成20年度までの3年間で事故情報の収集件数が多かった10品目を整理すると表3及び図2のとおりです。

平成19年度は抗菌剤が原因で皮膚障害を引き起こした「デスクマット」が最も多くありましたが、それを除くと、3年間ともに「ガスこんろ」、「電気ストーブ」、「石油ストーブ」が常に上位を占めています。

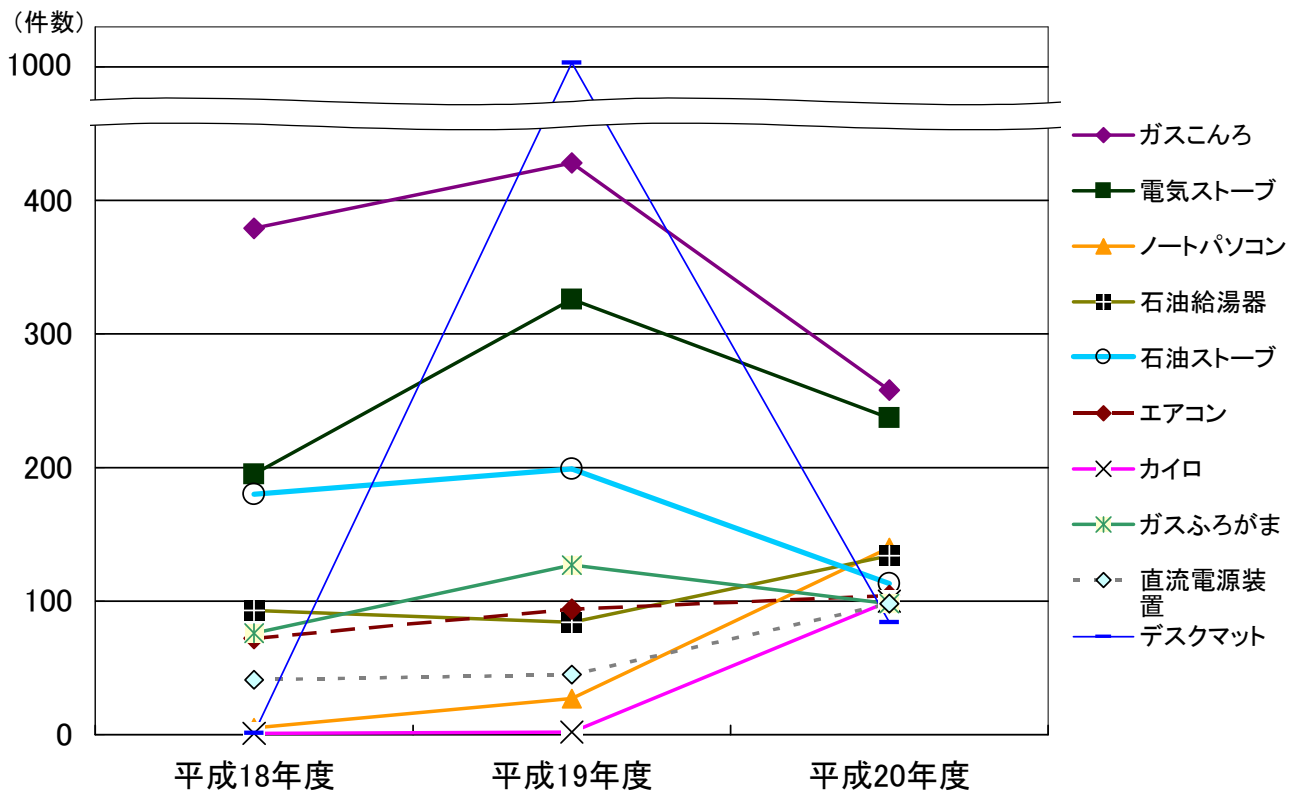
平成20年度には、複数の製造事業者から同一シリーズや同一機種の発熱・発煙が多く報告されたノートパソコンをはじめ、電子レンジで加熱するタイプのカイロや、同一機種で発煙が多く報告された直流電源装置などが、新たに上位10品目に加わりました。

表3 事故情報件数上位10品目（重複情報等を除く）※

平成18年度 (事故情報収集件数 3,043件)			平成19年度 (事故情報収集 6,007件)			平成20年度 (事故情報収集件 4,763件)		
品目	件数	割合%	品目	件数	割合%	品目	件数	割合%
ガスこんろ	379	12.5	デスクマット	1,003(38)	16.7	ガスこんろ	258(104)	5.4
電気ストーブ	195	6.4	ガスこんろ	428(66)	7.1	電気ストーブ	237(57)	5.0
石油ストーブ	180	5.9	電気ストーブ	326(39)	5.4	ノートパソコン	140(3)	2.9
四輪自動車	121	4.0	石油ストーブ	199(46)	3.3	石油給湯器	134(42)	2.8
配線器具	97	3.2	電気乾燥機	198(7)	3.3	石油ストーブ	113(66)	2.4
石油給湯器	93	3.1	ガスふろがま	127(35)	2.1	エアコン	104(74)	2.2
ゆたんぼ	88	2.9	配線器具	101(5)	1.7	カイロ	100(1)	2.1
ガスふろがま	76	2.5	石油ふろがま	96(43)	1.6	ガスふろがま	98(39)	2.1
エアコン	72	2.4	エアコン	94(59)	1.6	直流電源装置	98(1)	2.1
電気こんろ	57	1.9	電気こんろ	87(61)	1.4	デスクマット	84(0)	1.8
合計	1,358	44.8	合計	2,659(399)	44.2	合計	1,366(387)	28.8

※:平成19年度、平成20年度の括弧内件数は、経済産業省から重大製品事故情報として通知のあったものについて、NITEが収集対象とする事故情報を平成21年3月31日までに受け付けを行ったものであり、内数です。

図2 事故件数上位10品目の年度別推移





#### (4) 製品区分別被害状況

平成20年度収集分における製品区分別被害状況は表4のとおりです。

製品区分別で人的被害が発生した事故は、平成19年度に「身のまわり品」で報告された被害のほとんどが軽傷であったデスクマットの減少に伴い、前年比20.7%減である事故情報収集件数より大幅な減少の前年度比42%減になりました。

人的被害の発生した事故は、「家庭用電気製品」で最も多く、「燃焼器具」、「家具・住宅用品」、「身のまわり品」、「乗物・乗物用品」がこれに続いています。

死亡事故は、石油ストーブやガスこんろが関連した「燃焼器具」が最も多く、次いで多い「家庭用電気製品」は、電気ストーブや電気こたつのヒーターやコード等からの事故が発生しており、ともに火災事故が多数みられました。また、「家具・住宅用品」の介護ベッド用手すりによる窒息死事故が起きています。

人的被害の発生しなかった事故は、「家庭用電気製品」で最も多く、「燃焼器具」、「身のまわり品」、「家具・住宅用品」、「乗物・乗物用品」と続きます。製品破損の事故については、総件数の大幅減少にもかかわらず、ほとんどの品目で増加しています。

表4 製品区分別被害状況（平成20年度収集分※）（重複情報等を除く）

被害状況 製品区分	人的被害の発生した事故				人的被害の発生しなかった事故			合計 (前年度比)
	死亡 (前年度比)	重傷 (前年度比)	軽傷 (前年度比)	合計 (前年度比)	拡大被害 (前年度比)	製品破損 (前年度比)	被害なし (前年度比)	
家庭用電気製品	28件 (▲ 54%)	57件 ( 19%)	227件 ( 7%)	312件 (▲ 3%)	735件 (▲ 19%)	1,172件 ( 4%)	173件 ( 162%)	2,392件 (▲ 1%)
台所・食卓用品	0件 —	16件 ( 60%)	46件 (▲ 8%)	62件 ( 3%)	9件 (▲ 44%)	57件 ( 78%)	12件 ( 71%)	140件 ( 22%)
燃焼器具	59件 (▲ 32%)	21件 (▲ 43%)	164件 (▲ 39%)	244件 (▲ 38%)	373件 (▲ 42%)	317件 ( 3%)	69件 ( 8%)	1003件 (▲ 29%)
家具・住宅用品	24件 ( 50%)	73件 ( 14%)	137件 ( 78%)	234件 ( 49%)	20件 ( 54%)	47件 ( 56%)	28件 ( 460%)	329件 ( 17%)
乗物・乗物用品	7件 (▲ 46%)	44件 (▲ 15%)	59件 ( 18%)	110件 (▲ 4%)	4件 —	44件 ( 57%)	10件 ( 43%)	168件 ( 9%)
身のまわり品	1件 (▲ 67%)	37件 (▲ 34%)	171件 (▲ 84%)	209件 (▲ 81%)	51件 (▲ 16%)	140件 ( 84%)	26件 ( 53%)	426件 (▲ 66%)
保健衛生用品	0件 —	4件 (▲ 20%)	18件 (▲ 78%)	22件 (▲ 75%)	5件 (▲ 64%)	1件 (▲ 89%)	4件 (▲ 43%)	32件 (▲ 73%)
レジャー用品	1件 (▲ 91%)	17件 (▲ 6%)	30件 ( 3%)	48件 (▲ 14%)	3件 (▲ 25%)	48件 ( 2%)	9件 ( 125%)	108件 (▲ 3%)
乳幼児用品	1件 —	11件 ( 120%)	80件 ( 91%)	92件 ( 92%)	0件 —	29件 ( 38%)	13件 (▲ 65%)	134件 ( 2%)
繊維製品	1件 —	3件 ( 50%)	20件 ( 186%)	24件 ( 140%)	0件 —	1件 —	6件 ( 100%)	31件 ( 139%)
合計	122件 (▲ 37%)	283件 (▲ 4%)	952件 (▲ 49%)	1,357件 (▲ 42%)	1,200件 (▲ 29%)	1,856件 ( 6%)	350件 ( 61%)	4,763件 (▲ 21%)

※: (1) 重傷とは、全治1か月以上のけが等をいいます。

(2) 拡大被害は、製品以外に他の物的被害に及んだものをいいます。

### 3. 事故情報の調査

N I T Eは経済産業省から調査指示のあった重大製品事故情報と、自ら収集した事故情報のすべてについて調査を行っています。

#### (1) 事故情報調査状況

N I T Eでは、収集した事故情報について、事故通知者等の関係者から、事故の状況や事故に関係したと考えられる製品の詳細確認等の事故調査を行っています。

また、人的被害や火災等の重大な被害が発生した事故や発生する可能性のある事故で、緊急な措置が必要と考えられるもの、再発や多発する可能性が危惧されるもの、法令等の規制対象製品によるもの等については、可能な限り事故品を確保し詳細調査を実施するとともに、消防や事業者から合同調査の申し出があった場合や被害者の同意が得られた場合などでは、積極的に現場調査を実施し事故発生周辺の状況の確認を行っています。表5に現場調査及び事故品確認状況を示します。

平成20年度では、自転車、電動車いす、たんすなどの102件の事故について現場調査を実施しました。

また、ヘアドライヤー、電気ストーブ、電気やかん、電子レンジなどの1,257件の事故について事故品を確認しました。

表5 N I T Eにおける事故調査状況(現場調査及び事故品確認で重複を含む件数)

現場調査及び事故品確認状況	現場調査を実施したもの	102件
	事故品を確認したもの	1,257件

調査の結果、製品の製造事業者や輸入事業者、型式等が判明した場合は、事故の再発防止を図るため、当該製造事業者等に事故の情報を通知し、事故再発防止措置等について報告書の提出を求めるとともに、その内容について確認、検討を行っています。

また、上記の報告書に加え、科学的・中立的な原因究明を実施するため、設計図面や製造指示書、品質確認書、取扱説明書などを求めるほか、事故品確認や現場調査ができなかったものについては、事業者に対して事故同等品や同型品などの提供も求めています。表6に事故品の製造事業者等の特定状況を示します。

表6 N I T Eにおける事故調査状況(製造事業者等の特定)

事故品の製造事業者等の特定状況	製造事業者等からの通知により判明したもの	2,912件
	N I T Eの事故調査により判明したもの	1,332件

事故の未然・再発防止が適切に図られるよう、製造事業者等から提案のあった再発防止策について、事故発生のメカニズムなどを勘案し措置の妥当性を評価しています。

また、未然防止のために、N I T Eが収集した事故情報を基に製品を横断的に分析し、経済産業省等行政機関に技術基準や規格の改正のための情報提供を行っております。表7に事故原因究明結果等の行政施策反映事例を示します。

表7 平成20年度 事故原因究明結果等の行政施策反映事例

製品名	事件事例等	行政施策反映事例
リチウムイオン蓄電池	ノートパソコンや携帯電話に搭載されるリチウムイオン蓄電池の発煙・発火事故が多数発生	電気用品安全法改正 エネルギー密度の大きいリチウムイオン電池を新たに品目追加 ・技術基準の策定 リチウムイオン電池に対する試験方法及び基準を新たに規定
ガスこんろ	天ぷら調理中の失念・放置による火災事故が多数発生	ガス事業法／液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の技術基準改正 2口以上を有するこんろの全口のバーナーに調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の装着を新たに規定
視力補正を目的としないカラーコンタクトレンズ	19年度に実施した「視力補正を目的としないカラーコンタクトレンズ」の眼障害実態調査の検討結果を公表（別表1）するとともに行政機関へ報告	薬事法施行令改正 当該製品の法規制が決定され、平成21年2月4日公布、11月施行。
乳母車（折り畳み式）	折り畳み機構部で幼児の手指を挟み込む事故が多数発生	平成21年3月に改正SG基準が制定された。改正内容は、折り畳み時の幼児の手指挟み込み事故への対策、走行衝撃振動試験の強化、欧米規格との整合を踏まえた適用対象の見直しである。
介護ベッド用手すり	手すりやサイドレールの隙間に首などを挟み込む事故が多数発生	平成21年3月にJIS T 9254（在宅用電動介護用ベッド）及びJIS T 9205（病院用ベッド）に新たにベッド用手すり（グリップ）の規定が追加され、隙間の寸法及び計測方法を見直し、さらにベッドの「リスクマネジメントによる設計」の項目も追加し改正された。

(2) 注目・多発事故調査状況（重大製品事故情報を除く）

N I T Eでは、重大製品事故に繋がる可能性のある事故、同一型式の製品で同種事故が多発している事故、法令の技術基準違反に係わる事故並びに事故の未然・再発防止の必要性が高い事故などについて、必要な措置が適宜実施されるよう、経済産業省と情報を共有しながら調査の進捗を随時確認する体制をとっています。

平成20年度においてR－m a p分析を基に調査を行った事故や多発した事故の調査事例からリスクAであった「ACアダプター」などを表8に示します。

表8 注目・多発事故事例

製品名	N I T Eの調査概要	講じられた再発防止措置
ACアダプター（ラジコンカー用） （R－m a p リスク分類 A2）	ラジコン用のバッテリーを専用のACアダプターで充電していたところ、発煙、発火し、竹製のラグマットが焦げた。 事故品の観察及び同等品を用いた実験で、ACアダプターからの直流が流れるリード線が、ACアダプター付け根部でよじれ、よじれたところで両極の芯線が接触して短絡したために、充電中であったニッケルカドミウム電池からの電流が逆流したために、リード線中間部からコネクタ付近で異常発熱して事故が発生したことが判明した。	他に同種事故は発生していないことから、既製品については措置はとらなかった。 なお、当該品の輸入は既に終了しており、後継機種については、ACアダプターとバッテリーの接続方法をコードレスタイプとするとともに、バッテリーからの逆流を防止する装置を追加することとした。
キャンプ用ライト（LED） （R－m a p リスク分類 A1）	キャンプ用ライトの電源を入れたところ、異臭がし、LEDライトの1か所から炎が出た。 事故品について発煙したLEDの取付端子部分抵抗値を測定した結果、4.0Ωでショートしていることが判明。同等品を用いた通電テストで、外周側のLED（24個）に4.8V（ニッカド単三電池4本）の電圧をかけた時に1つのLEDから発煙したことから、当該製品は6Vの電圧には耐えられないものと推定。設計不良とした。	平成20年10月、販売店から購入者に電話及びEメールで連絡を行い回収を行った。また、販売及び輸入を中止し、販売店の製品を回収を実施している。
いす（事務用、キャスター付） （R－m a p リスク分類 A1）	使用中の事務用いすの5本脚の内1本が先端中程で破損し、腰に打撲を負った。 事故品及び同等品のテスト結果から、再生樹脂を使用した脚部のガラス繊維の分散が不均一であったため起きたものであり、成形時の残渣物の混入が原因と推定した。	他に同種事故発生情報がなく、単品不良とみられる事故であるため、既製品についての措置はとらなかった。 なお、当該製品の販売を中止した。
電気温風機（蓄熱式） （R－m a p リスク分類 A1）	蓄熱式電気暖房器を使用中、エラー表示が出て動かなくなったため確認したところ、端子台が焼損していたとの通知があった。 調査を行った結果、通電時の配線からの発熱の影響により、ファストン端子の接続が徐々に緩み、接触抵抗が増大して異常発熱し、端子台が焼損したものと推定した。	平成20年8月1日付けホームページに社告を掲載すると共に、DMを発送し、無償で点検・部品交換を実施している。 なお、平成19年7月10日より、配線の仕様を変更している。

### (3) 原因究明手法開発調査

事故原因を究明する手法が未整備のものや事故原因の究明やテスト結果を評価するために必要な基礎データが不足しているものについては、原因究明手法開発調査を実施し、事故原因究明に必要な手法の整備やデータの取得・蓄積を行い、事故の原因究明を迅速に実施できる環境の構築に努めています。

平成20年度については、コンデンサーが関係していると考えられる事故が多発していることから、「焼損コンデンサー等の発火元可否解析技術データの蓄積」を行いました（平成21年度事業継続）。表9に原因究明手法開発調査の概要を示します。

表9 平成20年度の原因究明手法開発調査

テーマ	調査の目的	調査の内容と結果
焼損コンデンサー等の発火元可否解析技術データの蓄積	事故の多いアルミ電解コンデンサーを実験試料に選定し、発火事故原因究明に必要な情報及び技術データを取得する。	アルミ電解コンデンサーを実験試料にして、内火及び外火想定実験を実施し、そこに形成される発火痕跡等について調査・解析し、いくつかの特徴的痕跡を見いだすことができた。

### (4) 重大製品事故に関わる調査

経済産業省に報告された重大製品事故のうち、安全性に関する技術上の調査が必要なものについては、消費生活用製品安全法第36条第2項に基づく経済産業大臣の指示によりN I T Eが調査を行っています。平成20年度は、1,167件の調査指示がありました。

経済産業省に調査結果の報告を行い調査終了し、R-m a p分析でリスクAであった「冷水筒」について、表10に示します。

表10 経済産業大臣の指示により行った安全性に関する技術上の調査の事例\*

製品名	事故通知内容	調査結果の概要
冷水筒 (R-m a p リスク分類 A1)	当該製品に熱湯を入れ、冷まさずにふたを閉めたためにポットが割れ、熱湯が両手にかかり火傷を負った。	事故原因は、熱湯の場合は冷ましてからふたを閉めることが必要な当該製品に、熱湯を入れ、冷めないうちにふたを閉め、容器の内圧が高くなった状態で外部からの力が加わり、破損に至ったものと思われる。 なお、当該製品には製品本体及び取扱説明書に、熱湯を入れて冷めないうちにふたを閉めた場合には破損に至る危険について、十分な記載がされておらず、熱湯を入れて密閉した場合の危険に関する注意・警告表示が不足していたと思われる。

※: 経済産業省への報告は、メーカーによる調査等N I T E以外で行った調査についても併せて報告していますが、この表ではN I T Eの調査結果のみについて記載しています。

#### 4. 事故情報調査結果の分析

平成20年度までに収集した事故情報のうち、平成20年度内に事故原因等の調査が終了し、経済産業省が重大製品事故と判断したもの並びに事故動向等解析専門委員会の審議を終え確定したものは、平成21年3月31日現在で4,957件で、表11のとおりです。

表11 事故原因別の事故情報件数\*（平成20年度調査終了分）（件）

事故原因区分		件数
非 重 大 製 品 事 故	<b>製品に起因する事故</b>	2,229
	A：専ら設計上、製造上又は表示等に問題があったと考えられるもの	1,705
	B：製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの	320
	C：製造後、長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	109
	G3：製品起因であるが、その原因が不明のもの	95
	<b>製品に起因しない事故</b>	1,350
	D：業者による工事、修理又は輸送中の取り扱い等に問題があったと考えられるもの	111
	E：専ら誤使用や不注意な使い方によると考えられるもの	1,067
	F：その他製品に起因しないと考えられるもの	172
	<b>事故原因が判明しないもの</b>	1,008
G1、G2：原因不明のもの	1,008	
非重大製品事故合計		4,587
<b>重大製品事故</b>		380
<b>合計</b>		4,957

※：製品に起因しない事故1,350件には、経済産業省が非重大製品事故と判断したものを324件含みます。

##### (1) 事故原因別事故情報

平成18年度から平成20年度の年度別の事故原因別事故情報件数は、表12のとおりです。

「原因不明のもの」と「調査中」を除いた平成18年度の「製品に起因する事故」と「製品に起因しない事故」の割合は、「製品に起因する事故」（859件）が41%、「製品に起因しない事故」（1,222件）で59%となっています。

平成19年度、平成20年度の重大製品事故をみると、経済産業省が製品起因による事故と判断したものが、平成19年度は307件で58%、平成20年度は155件で85%でした。

平成19年度、平成20年度の重大製品事故及び「原因不明のもの」と「調査中」を除いた非重大製品事故をみると「製品に起因する事故」が平成19年度では2,529件で64%、平成20年度では1,103件で70%、「製品に起因しない事故」が平成19年度では1,440件で36%、平成20年度では466件で30%となり、平成18年度とは異なる結果となっています。しかし、平成20年度の調査中の件数が2,725件と全体の4,763件の57%であることから、調査の進捗状況で割合が変化するものと思われます。

なお、平成20年度受付分について、「調査中」を除く2,038件をみると、「製品に起因する非重大製品事故」（1,103件）と「重大製品事故」（182件）のうち、「経済産業省が製品起因による事故と判断したもの」（155件）を加えた「製品に起因する

事故」(1,258件)は62%となり、「製品に起因しない事故」(466件)は23%になります。

表12 事故原因別事故情報件数※(年度別) (件)

事故原因区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
非 重 大 製 品 事 故	製品に起因する事故	859	2,529	1,103	4,491
	A: 専ら設計上、製造上又は表示等に問題があったと考えられるもの	541	2,218	818	3,577
	B: 製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの	183	179	157	519
	C: 製造後、長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	135	132	33	300
	G3: 製品起因であるが、その原因が不明なもの	—	—	95	95
	製品に起因しない事故	1,222	1,440	466	3,128
	D: 業者による工事、修理又は輸送中の取り扱い等に問題があったと考えられるもの	79	109	42	230
	E: 専ら誤使用や不注意な使い方によると考えられるもの	1,056	1,200	348	2,604
	F: その他製品に起因しないと考えられるもの	87	131	76	294
	事故原因が判明しないもの	717	799	287	1,803
G1、G2: 原因不明のもの	717	799	287	1,803	
非重大製品事故 計		2,798	4,768	1,856	9,422
重 大 製 品 事 故	経済産業省が製品起因による事故と判断したもの	—	307	155	462
	経済産業省が事故原因が不明であると判断したもの	—	220	27	247
	重大製品事故 計	—	527	182	709
小 計		2,798	5,295	2,038	10,131
調 査 中		245	712	2,725	3,682
合 計		3,043	6,007	4,763	13,813

※: 表に示す件数は、平成21年3月31日現在のものです。

## (2) 平成20年度における製品区分別事故原因

平成20年度に収集した事故情報のうち平成21年3月31日現在で、調査の終了した非重大製品事故情報及び経済産業省が重大製品事故と判断したものについての製品区分別事故原因を表13に示します。

結果が判明したもので事故件数が最も多かった製品は、重大製品事故・非重大製品事故ともに「家庭用電気製品」であり、「重大製品事故」(126件)と非重大製品事故の「製品に起因する事故」(578件)を合わせると704件で全体の76%を占め、非重大製品事故の「製品に起因しない事故」(136件)は、15%となっています。

### ・ 重大製品事故

重大製品事故182件のうち最も多くの割合を占めるのは、「家庭用電気製品」(126件)の69%で、エアコン、電気ストーブなどの火災がありました。次は「燃焼器具」(29件)が16%で、ガスこんろ、石油ストーブなどの火災がみられました。

### ・ 非重大製品事故

非重大製品事故1,856件のうち「製品に起因する事故」(1,103件)が59%、「製品に起因しない事故」(466件)が25%でした。

「製品に起因する事故」(1,103件)のうち、最も多かった原因は「専ら設計、製造又は表示の問題による事故」(818件)で74%を占めました。

「製品に起因しない事故」(466件)のうち、最も多かった原因は「誤使用や不注意による事故」(348件)で75%を占めました。

製品別にみると、最も多い「家庭用電気製品」(806件)は、「製品に起因する事故」(578件)が72%、「製品に起因しない事故」(136件)が17%でした。また、最も多い原因は、「専ら設計、製造又は表示の問題による事故」(490件)であり、ノートパソコン、直流電源装置、電気温風機など、リコール社告につながった特定の製品に関する報告が多数ありました。

次に多い「燃焼器具」(360件)は、「製品に起因する事故」(106件)が29%、「製品に起因しない事故」(210件)が58%でした。また、最も多い原因は、「誤使用や不注意による事故」(177件)であり、ガスこんろによる天ぷら火災、石油ストーブによる火災が多数あり、技術基準の改正につながったものなどがありました。

その次に多い「身のまわり品」(276件)は、「製品に起因する事故」(220件)が80%、「製品に起因しない事故」(19件)が7%でした。また、最も多い原因は、「製品自体に問題があり、使い方も影響した事故」(118件)であり、電子レンジで加熱して使用するカイロによる火傷、サンダルがエスカレーターに巻き込まれる事故など、リコール社告につながった特定の製品に関する報告が多数ありました。



表13 製品区分別事故原因（平成20年度収集分※）

（件）

事故原因 区分  製品区分	非重大製品事故											重大 製品 事故	合計
	製品に起因する事故					製品に起因しない 事故				原因 不明	非重大 製品事 故 計		
	A	B	C	G 3	小計	D	E	F	小計	G 1 G 2			
家庭用電気製品	490	27	25	36	578	18	88	30	136	92	806	126	932
台所・食卓用品	13	0	0	23	36	0	10	0	10	21	67	6	73
燃焼器具	90	3	4	9	106	17	177	16	210	44	360	29	389
家具・住宅用品	21	9	2	20	52	6	27	16	49	63	164	7	171
乗物・乗物用品	22	0	0	1	23	1	21	3	25	12	60	3	63
身のまわり品	98	118	0	4	220	0	14	5	19	37	276	6	282
保健衛生用品	2	0	0	0	2	0	3	1	4	1	7	1	8
レジャー用品	31	0	2	2	35	0	5	3	8	7	50	3	53
乳幼児用品	46	0	0	0	46	0	3	1	4	10	60	1	61
繊維製品	5	0	0	0	5	0	0	1	1	0	6	0	6
合計	818	157	33	95	1,103	42	348	76	466	287	1,856	182	2,038

※：表に示す件数は平成20年度に収集した重複等を除いた事故情報4,763件のうち、平成21年3月31日までにN I T Eにおける調査が終了し、事故原因が確定したものや、重大製品事故情報のうち、経済産業省が重大製品事故として公表した2,038件に関するものです。

#### （事故原因区分）

- A：専ら設計上、製造上又は表示等に問題があったと考えられるもの。
- B：製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの。
- C：製造後長期間経過したり、長期間の使用により製品が劣化したもの。
- G 3：製品起因であるが、その原因が不明のもの。（平成20年度より追加）
- D：業者による工事、修理又は輸送中の取り扱い等に問題があったと考えられるもの。
- E：専ら誤使用や不注意な使い方によるもの。
- F：その他製品に起因しないと考えられるもの。
- G 1：原因不明のもの。（平成18年度、平成19年度にはG区分として記載）
- G 2：調査不明のもの。（平成18年度、平成19年度にはG区分として記載）
- 重大製品事故：重大製品事故のうち、経済産業省が製品に起因する事故及び原因不明であると判断したもの。

### （3）製品区分別事故原因（平成18年度～平成19年度）

平成18年度と平成19年度の製品区分別事故原因をそれぞれ、表14、表15に示します。平成20年度までに調査の終了した事故情報の調査結果に基づいて、特に事故件数の多い製品区分「家庭用電気製品」と「燃焼器具」の事故原因について、概観することとします。

#### ・「家庭用電気製品」の事故原因

平成18年度の「家庭用電気製品」（1,013件）の事故原因をみると、「製品に起因する事故」（389件）は38%、「製品に起因しない事故」（289件）は29%でした。「製品に起因する事故」では、「専ら設計、製造又は表示の問題による事故」（242件）が最も多く62%を占めています。また、「製品に起因しない事故」では、「誤使用や不注意による事故」（218件）が最も多く75%を占めています。

平成19年度の「家庭用電気製品」（2,057件）の事故原因をみると、「重大製品事故」（337件）は16%であり、エアコンのファンモーターコンデンサー部からの発火や、電気こんろスイッチに体が当たって意図せず電源が入ってしまう事故など、製品起因が疑われる事故でした。

非重大製品事故（1,720件）の事故原因をみると、「製品に起因する事故」（975件）のうち、最も多くの割合を占める原因は、「専ら設計、製造又は表示の問題による事故」（832件）で85%となっています。「製品に起因しない事故」（403件）のうち、最も多くの割合を占める原因は、「誤使用や不注意による事故」（298件）で74%となっています。

・「燃焼器具」の事故原因

平成18年度の「燃焼器具」（1,091件）の事故原因をみると、「製品に起因する事故」（164件）は15%、「製品に起因しない事故」（763件）は、70%でした。また、「製品に起因しない事故」では、「誤使用や不注意による事故」（711件）が最も多く93%を占めています。

平成19年度の「燃焼器具」（1,233件）の事故原因をみると、「重大製品事故」（90件）は7%であり、石油給湯器や石油ふろがまの経年劣化などがありました。

非重大製品事故（1,143件）の事故原因をみると、「製品に起因する事故」（132件）のうち、最も多くの割合を占める原因は、「専ら設計、製造又は表示の問題による事故」（97件）で73%となっています。「製品に起因しない事故」（823件）のうち、最も多くの割合を占める原因は、「誤使用や不注意による事故」（746件）で91%となっています。

表14 製品区分別事故原因（平成18年度収集分※）

（件）

事故原因 区分 製品区分	製品に起因する事故				製品に起因しない事故				原因不明	合計
	A	B	C	小計	D	E	F	小計	G	
家庭用電気製品	242	75	72	389	36	218	35	289	335	1,013
台所・食卓用品	17	7	1	25	0	5	5	10	29	64
燃焼器具	106	5	53	164	32	711	20	763	164	1,091
家具・住宅用品	98	5	2	105	1	26	3	30	15	150
乗物・乗物用品	16	0	7	23	10	50	3	63	93	179
身のまわり品	38	87	0	125	0	24	9	33	53	211
保健衛生用品	1	0	0	1	0	12	5	17	6	24
レジャー用品	5	2	0	7	0	3	4	7	13	27
乳幼児用品	8	2	0	10	0	2	1	3	6	19
繊維製品	10	0	0	10	0	5	2	7	3	20
合計	541	183	135	859	79	1,056	87	1,222	717	2,798

※：表に示す件数は平成18年度に収集した重複等を除いた事故情報3,043件のうち、平成21年3月31日現在までにN I T Eにおける調査が終了し、事故原因が確定した事故情報2,798件に関するものです。

表15 製品区分別事故原因（平成19年度収集分※）

（件）

事故原因 区分 製品区分	非重大製品事故										重大 製品 事故	合計
	製品に起因する事故				製品に起因しない事故				原因 不明	非重 大製 品事 故計		
	A	B	C	小計	D	E	F	小計	G			
家庭用電気製品	832	55	88	975	49	298	56	403	342	1,720	337	2,057
台所・食卓用品	37	13	3	53	0	16	2	18	20	91	6	97
燃焼器具	97	3	32	132	46	746	31	823	188	1,143	90	1,233
家具・住宅用品	115	6	5	126	10	56	1	67	18	211	30	241
乗物・乗物用品	44	4	1	49	3	19	11	33	18	100	33	133
身のまわり品	1,017	61	2	1,080	0	27	8	35	54	1,169	16	1,185
保健衛生用品	13	26	0	39	0	18	4	22	45	106	7	113
レジャー用品	48	4	1	53	0	9	15	24	16	93	5	98
乳幼児用品	11	7	0	18	0	7	1	8	96	122	3	125
繊維製品	4	0	0	4	0	3	2	5	2	11	0	11
その他	0	0	0	0	1	1	0	2	0	2	0	2
合計	2,218	179	132	2,529	109	1,200	131	1,440	799	4,768	527	5,295

※：表に示す件数は平成19年度に収集した重複等を除いた事故情報6,007件のうち、平成21年3月31日現在までにN I T Eにおける調査が終了し、事故原因が確定したものや、重大製品事故情報のうち、経済産業省が重大製品事故として公表した5,295件に関するものです。

(4) 年度別「製品に起因する事故及び重大製品事故」及び「誤使用や不注意による事故」上位5品目

年度別「製品に起因する事故及び重大製品事故」が多かった5品目を表16、年度別「誤使用や不注意による事故」が多かった5品目を表17に示します。

・「製品に起因する事故及び重大製品事故」の多い5品目(表16)

平成19年度の重大製品事故では、身体やカバン等が飛び出したスイッチに触れて被害者の意図しない間に電源が入り、火災等の事故が発生した「電気こんろ」、長期使用によるコンデンサー等の経年劣化により発煙・発火した「エアコン」や「扇風機」、電磁ポンプ部に使用されているオリングの寸法違いによる不具合や同部分のオリングの経年劣化により、灯油が漏れて焼損事故などを起こした「石油給湯器」がありました。

平成19年度の非重大製品事故では、皮膚障害を引き起こした「デスクマット」、電子ユニット回路基板のはんだ付け不良による焼損事故が発生した「電気衣類乾燥機」がありました。

平成20年度の重大製品事故では、ドアの開閉を検知するスイッチの製造不良により、発煙・発火した「電子レンジ」の事故が多発しました。

平成20年度の非重大製品事故をみると基板の短絡やコンデンサーの絶縁破壊により発煙・発火した「ノートパソコン」、過剰に加熱され焦げた「カイロ（電子レンジ加熱式）」、トランジスターのリード線の絶縁距離が不十分で発煙した「直流電源装置」がありました。

表16 年度別「製品に起因する事故及び重大製品事故」の多い5品目※

平成18年度 (859件)			平成19年度 (3,056件)						平成20年度 (1,285件)					
品目名	件数	割合%	非重大製品事故 (2,529件)			重大製品事故 (527件)			非重大製品事故 (1,103件)			重大製品事故 (182件)		
			品目名	件数	割合%	品目名	件数	割合%	品目名	件数	割合%	品目名	件数	割合%
ゆたんぼ	85	9.9	デスクマ ット	965	38.2	電気こん ろ	55	10.4	ノートパ ソコン	120	10.9	電気こん ろ	27	14.8
石油給湯 器	66	7.7	電気衣類 乾燥機	173	6.8	エアコン	31	5.9	カイロ	95	8.6	電子レン ジ	17	9.3
いす	48	5.6	電気スト ープ	138	5.5	扇風機	29	5.5	直 流 電 源 装 置	86	7.8	石 油 ふ ろ が ま	16	8.8
電 気 ス ト ー プ	47	5.5	草刈機	57	2.3	石 油 給 湯 器	29	5.5	石 油 給 湯 器	79	7.2	扇 風 機	9	4.9
ガ ス ふ ろ が ま	45	5.2	サンダル	54	2.1	石 油 ふ ろ が ま	24	4.6	デ ス ク マ ッ ト	73	6.6	電 気 冷 蔵 庫	9	4.9
合 計	291	33.9	合 計	1,387	54.9	合 計	168	31.9	合 計	453	41.1	合 計	78	42.7

※：表に示す件数は、平成21年度3月31日現在のものです。重大製品事故とは、経済産業省に報告された重大製品事故情報のうち、経済産業省が製品に起因する事故及び原因不明であると判断したものであり、非重大製品事故とは、それ以外のものです。

・「誤使用や不注意による事故」の多い5品目(表17)

例年、「ガスこんろ」、「石油ストーブ」及び「電気ストーブ」による事故が多数発生しています。

最も事故の多い「ガスこんろ」では天ぷら油の過熱による火災事故などが一向に減少しないことから、家庭用ガスこんろは「ガス事業法」、「液化石油ガス法」の規制対象品目に指定され、技術基準省令において、全口バーナーに「調理油過熱防止装置」及び「立ち消え安全装置」の装着が義務づけられました。(平成20年10月施行)

「石油ストーブ」については、ストーブの火を消さずにカートリッジタンクに給油を行った際、ふたの締め付けが不十分であったことから、ふたから漏れた灯油がストーブにかかって火災に至った事故も例年多数発生しています。また、ガソリンの誤給油による火災もみられます。

なお、多発している石油ストーブ事故の未然防止のため、石油ストーブは消費生活用製品安全法の特定製品に指定され、技術基準省令において、給油時消火装置の装着、「ガソリン使用禁止」等の注意表示が義務づけられました。(平成21年4月施行)

「電気ストーブ」は、洗濯物の落下などの可燃物の接触等による火災事故が多数発生しています。これらの事故情報に基づきN I T Eでは、消費者用「製品事故から身を守るために<身・守りハンドブック>」や注意喚起リーフレットやちらし等を作成し、消費者への注意喚起を行っています。

表17 年度別「誤使用や不注意による事故」の多い5品目※

平成18年度 (1,056件)			平成19年度 (1,200件)			平成20年度 (348件)		
品目名	件数	割合%	品目名	件数	割合%	品目名	件数	割合%
ガスこんろ	337	31.9	ガスこんろ	355	29.6	ガスこんろ	99	28.4
石油ストーブ	140	13.3	石油ストーブ	136	11.3	石油ストーブ	18	5.2
電気ストーブ	73	6.9	電気ストーブ	80	6.7	ガスふろがま	13	3.7
四輪自動車	40	3.8	まきふろがま	27	2.3	ガス栓	11	3.2
石油ふろがま	33	3.1	石油ふろがま	26	2.2	I H調理器	9	2.6
合計	623	59.0	合計	624	52.1	合計	150	43.1

※：表に示す件数は、平成21年度3月31日現在のものです。

## (5) 事故原因別被害状況

事故原因別被害状況について、平成20年度収集分を表18、平成19年度収集分を表19、平成18年度収集分を表20、平成18年度から平成20年度の3年間収集分を表21に示します。

平成18年度から平成20年度までの3年間において収集した事故情報から「調査中」を除く10,131件のうち、重大製品事故(709件)についてみると、「人的被害があった事故」(181件)は26%、「物的被害があった事故」(524件)は74%を占め、重大製品事故の多くは物的被害(火災)を伴うものでした。

非重大製品事故(9,422件)についてみると、「製品に起因する事故」(4,491件)のうち、「人的被害があった事故」(1,638件)は36%、「物的被害があった事故」(2,724件)は61%でした。

「製品に起因しない事故」(3,128件)のうち、「人的被害があった事故」(1,196件)は38%、「物的被害があった事故」(1,844件)は59%でした。

「製品に起因しない事故」で「人的被害のあった事故」(1,196件)のうち、死亡又は重傷の事故(418件)は35%でした。このうち、「誤使用や不注意による事故」(345件)は83%で、その大半を占めており、例年同様の傾向がみられます。

また、「製品に起因する事故」で「人的被害のあった事故」(1,638件)のうち、死亡又は重傷の事故(70件)は4%で、ほとんどは軽傷の事故でした。

事故原因は「専ら設計上、製造又は表示の問題による事故」(1,394件)は85%で、その大半を占めており、例年同様の傾向を示しています。

なお、軽傷については、デスクマットによる事故が約1,000件含まれています。

平成20年度において、非重大製品事故の「製品に起因する事故」や「製品に起因しない事故」で起こった死亡又は重傷事故としては、次のようなものがあります。

### 専ら設計、製造又は表示の問題による重傷事故

デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した事故(事故区分A)

### 誤使用や不注意による死亡事故

誤ってリモコンの背上げスイッチを押し、ベッドのボトムとサイドレールの上に挟まれて死亡した事故や草刈り作業中、草刈機の刃が近くで作業していた被害者に当たり死亡した事故(事故区分E)

表18 事故原因別被害状況(平成20年度収集分※)

(件)

被害状況		人的被害				物的被害			被害無し	合計	
		死亡	重傷	軽傷	小計	拡大被害	製品破損	小計			
事故原因											
非重大製品事故	製品に起因する事故	A	0	3	172	175	37	587	624	19	818
		B	1	0	25	26	13	110	123	8	157
		C	0	0	4	4	8	19	27	2	33
		G3	0	1	11	12	20	59	79	4	95
		小計	1	4	212	217	78	775	853	33	1,103
	製品に起因しない事故	D	1	2	12	15	17	9	26	1	42
		E	17	27	102	146	125	67	192	10	348
		F	1	10	28	39	22	11	33	4	76
		小計	19	39	142	200	164	87	251	15	466
	原因不明	G	11	11	115	137	58	69	127	23	287
非重大製品事故計		31	54	469	554	300	931	1,231	71	1,856	
重大製品事故		0	28	4	32	94	54	148	2	182	
合計		31	82	473	586	394	985	1,379	73	2,038	

※：表に示す件数は平成20年度に収集した事故情報4,763件のうち、平成21年3月31日までにNITEにおける調査が終了し、事故原因が確定したものや、重大製品事故情報のうち、経済産業省が重大製品事故として公表した2,038件に関するものです。

表19 事故原因別被害状況(平成19年度収集分※)

(件)

被害状況		人的被害				物的被害			被害無し	合計	
		死亡	重傷	軽傷	小計	拡大被害	製品破損	小計			
事故原因											
非重大製品事故	製品に起因する事故	A	0	17	1,092	1,109	185	895	1,080	29	2,218
		B	0	2	73	75	25	63	88	16	179
		C	0	1	9	10	43	76	119	3	132
		小計	0	20	1,174	1,194	253	1,034	1,287	48	2,529
	製品に起因しない事故	D	3	5	16	24	46	34	80	5	109
		E	77	71	288	436	596	131	727	37	1,200
		F	16	18	27	61	50	14	64	6	131
		小計	96	94	331	521	692	179	871	48	1,440
	原因不明	G	39	21	189	249	262	200	462	88	799
	非重大製品事故計		135	135	1,694	1,964	1,207	1,413	2,620	184	4,768
重大製品事故		25	85	39	149	256	120	376	2	527	
合計		160	220	1,733	2,113	1,463	1,533	2,996	186	5,295	

※：表に示す件数は平成19年度に収集した事故情報6,007件のうち、平成21年3月31日までにNITEにおける調査が終了し、事故原因が確定したものや、重大製品事故情報のうち、経済産業省が重大製品事故として公表した5,295件に関するものです。

表20 事故原因別被害状況（平成18年度収集分※）

（件）

被害状況 事故原因		人的被害				物的被害			被害 無し	合計
		死亡	重傷	軽傷	小計	拡大 被害	製品 破損	小計		
製品に起因 する事故	A	1	8	100	109	178	211	389	43	541
	B	0	33	68	101	55	25	80	2	183
	C	0	3	14	17	48	67	115	3	135
	小計	1	44	182	227	281	303	584	48	859
製品に起因 しない事故	D	2	3	14	19	36	21	57	3	79
	E	91	62	271	424	542	75	617	15	1,056
	F	9	3	20	32	38	10	48	7	87
	小計	102	68	305	475	616	106	722	25	1,222
原因不明	G	61	32	135	228	320	147	467	22	717
合計		164	144	622	930	1,217	556	1,773	95	2,798

※：表に示す件数は平成18年度に収集した事故情報3,043件のうち、平成21年3月31日までにN I T Eによる調査が終了し、事故原因が確定した事故情報2,798件に関するものです。

表21 事故原因別被害状況（平成18～20年度収集分※）

（件）

被害状況 事故原因		人的被害				物的被害			被害 無し	合計	
		死亡	重傷	軽傷	小計	拡大 被害	製品 破損	小計			
非 重 大	製品に起因 する事故	A	1	28	1,364	1,394	400	1,693	2,093	91	3,577
		B	1	35	166	166	93	198	291	26	519
		C	0	4	27	31	99	162	261	8	300
		G3	0	1	11	12	20	59	79	4	95
		小計	2	68	1,568	1,638	612	2,112	2,724	129	4,491
製 品 事 故	製品に起因 しない事故	D	6	10	42	58	99	64	163	9	230
		E	185	160	661	1,006	1,263	273	1,536	62	2,604
		F	26	31	75	132	110	35	145	17	294
		小計	217	201	778	1,196	1,472	372	1,844	88	3,128
	原因不明	G	111	64	439	614	640	416	1,056	133	1,803
非重大製品事故計		330	333	2,785	3,448	2,724	2,900	5,624	350	9,422	
重大製品事故		25	113	43	181	350	174	524	4	709	
合計		355	446	2,828	3,629	3,074	3,074	6,148	354	10,131	

※：表に示す件数は平成18から20年度に収集した事故情報のうち、平成21年3月31日までにN I T Eにおける調査が終了し、事故原因が確定したものや、重大製品事故情報のうち、経済産業省が重大製品事故として公表した10,131件に関するものです。また、製品に起因しない事故には、経済産業省が製品起因ではないと判断したものも含まれます。



## (6) 再発防止措置

平成20年度中にN I T Eによる調査が終了した事故情報4,263件のうち、事故原因が「製品に起因する事故」であったものについて、再発防止措置等が実施された件数は表22のとおりです。

「製品に起因する事故」(2,229件)のうち、75%にあたる1,947件の事故について、製造事業者等により再発防止措置が講じられていることを確認しました。

残りの282件の事故では、火災等で製品の製造事業者等が特定できなかったもの又は製造事業者等が倒産し対応が不可能であったもの<sup>(注5)</sup>、販売後長期間が経過し、市場や家庭における当該製品の残存数も少なく、同種の事故情報が他には収集されていないこと等であり、事故の再発防止が必要と考えられるすべての事故について措置がとられています。

再発防止措置の内容としては、製造事業者等により新聞、ホームページ等に社告等が掲載され、製品の回収・交換等が実施されています。その他の単品不良と考えられる事故、表示や使用方法の問題で発生した事故等については、事業者によるホームページへの掲載、販売店におけるポスター掲示による告知等で消費者に注意喚起することに加え、製造工程の改善、品質管理の徹底・強化、取扱説明書や表示の改善等が再発防止措置として行われています。

(注5) N I T Eが特記ニュースで注意喚起を行っています。

表22 製品に起因する事故における年度別再発防止措置の実施状況<sup>\*</sup>

事故情報 収集年度	20年度に調査が 終了した件数	製品に起因する 事故情報件数	再発防止措置 実施件数
合 計	4,263件	2,229件	1,947件

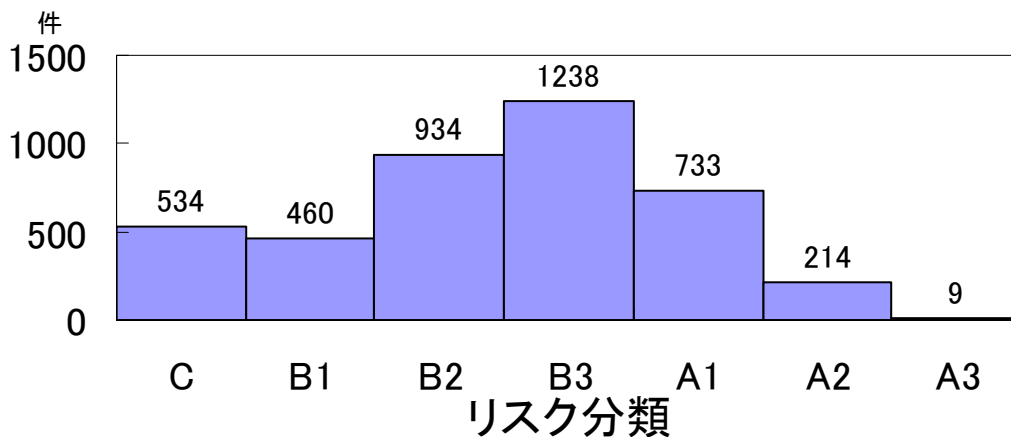
<sup>\*</sup>：事故による被害者対応のみを実施した事故を除く。

## 5. 事故情報の分析等

### (1) 事故リスク分析

平成18年度に製品事故や事故につながる情報の収集分析体制の強化を図るために「事故リスク情報分析室」を製品安全センター内に設置し、過去の類似事故との関連性の分析・調査をする事故リスク分析を行っています。分析業務を実施するにあたり、事故リスク評価手法としてR-M a p分析※を採用し、平成20年度にN I T Eが受け付けた製品事故情報5,440件のうち、4,122件について分析を実施し、分析結果を経済産業省に情報提供の上、リスクの大きさに基づき改善措置等の対策の可否等を検討しました。図3に平成20年度に行ったR-M a p分析の内訳を示します。

図3 平成20年度に行ったR-M a p分析内訳



※R-M a p分析：財団法人日本科学技術連盟のR-M a p実践研究会で開発された分析方法。国際安全規格ISO/IEC Guide 51(JIS Z 8051)において、「安全とは受け入れ不可能なリスクがないこと」と定義され、リスクは「危害発生確率及びその危害の重大さの組み合わせ」とされています。R-M a p実践研究会では、国内外の社会や行政機関のリコール判断事例を元に、社会が受け入れ可能な危害発生確率と危害の程度を分類して「見える化」を行いました。図4に消費生活用製品のR-M a pを示します。R-M a pのリスク分類は、許容可能なレベルであるC領域、一定の条件を満たせば許容可能な判断もありうるB領域、許容できないA領域の順にリスクが大きくなります。

N I T Eでは、消費生活用製品のR-M a p分析を採用し、実際の製品事故の発生確率と危害の程度をR-M a p上にあてはめてリスク分類を行っています。

図4 消費生活用製品に使用するR-M a p

発生頻度	5	(件/台・年) 10-4 超	頻発する	C	B3	A1	A2	A3	<p>A領域：許容できない（耐えられない）リスク領域。ハザードがもたらす危害の程度やその発生頻度を減少することにより、他のリスク領域までリスクを低減することが求められる。リスクが低減できない場合は、製品化を断念すべき領域。市場に製品がある場合は、リコール領域と考えられる。</p> <p>B領域：危険／効用基準あるいはコストを含めて、リスク低減策の実現性を考慮しながらも、最小限のリスクまで低減すべき領域。ALARP領域（As Low As Reasonably Practicable Region）。</p> <p>C領域：受入れ可能なリスクレベル安全領域。</p>
	4	10-4 以下 ~10-5 超	しばしば発生する	C	B2	B3	A1	A2	
	3	10-5 以下 ~10-6 超	時々発生する	C	B1	B2	B3	A1	
	2	10-6 以下 ~10-7 超	起りそうにない	C	C	B1	B2	B3	
	1	10-7 以下 ~10-8 超	まず起り得ない	C	C	C	B1	B2	
	0	10-8 以下	考えられない	C	C	C	C	C	
				無傷	軽微	中程度	重大	致命的	
				なし	軽傷	通院加療	重傷 入院治療	死亡	
				なし	製品発煙	製品発火 製品焼損	火災	火災 (建物焼損)	
				0	I	II	III	IV	
					危害の程度				

(2) 経年劣化対策

平成19年2月の小型ガス湯沸器に係る死亡事故等、製品の経年劣化が主因となる重大な事故が発生しており、経年劣化による事故を未然に防止するための措置の必要性が認識されました。消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについて、経年劣化による製品事故を未然に防止するため、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度「長期使用製品安全点検・表示制度」が平成21年4月1日に施行されました。同制度の施行に先立ち、平成20年度に特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を行うため、製品事故DBを基に6品目（扇風機、ヘアドライヤー、洗濯機、浴室暖房乾燥機、石油ふろがま、石油給湯機）についてワイブル分布を適用し、製品の摩耗故障期を判断する手法について検討を行いました。

特定保守製品のうち密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま、密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機に係る事故情報について、FMEA（故障モード影響解析）手法によって部品毎に故障モードを解析するとともに、R-M a p分析によるリスク評価を勘案して、特定保守製品の点検項目の妥当性を検討し、経済産業省に提案しました。上記の分析に加え、個別製品として、ヒーター線使用製品（電気カーペット、電気毛布、電気床暖房機、電気マット、電熱マット、電気ふとん等）についても分析し、経済産業省にデータを提供しました。また、平成21年3月31日「経年劣化による製品事故防止について」（30ページ）において、経年劣化の注意喚起を行いました。

N I T Eでは、「長期使用製品安全点検・表示制度」の平成21年4月1日施行に併せて、「経年劣化対策室」を製品安全センター内に新設し、今後、経年劣化による重大製品事故等を減少させていくために、経年劣化に関する事故情報を分析いたします。

## 6. 社告・リコール情報の収集結果

社告情報は、事故等の発生後、事業者が事故による被害の大きさと事故の発生確率やリスクアセスメントの観点から、社会的に許容されるものかどうかを判断し、事故の再発防止に大変重要な情報です。NITEは、平成元年より、社告・リコール情報の収集結果についてホームページで公開しており、検索も可能となっています。

平成18年から平成20年度の3年間の社告・リコール情報の収集件数は表23のとおりです。

平成18年度以降、消安法の改正に繋がったガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故やシュレッダーによる幼児指切断事故など、身近な製品による事故が社会問題として大きく取り上げられたことから、事業者が製品事故や製品の不具合に関して、安全上の問題として捉え、消費者への積極的な注意喚起を行うこととして社告・リコールを行うようになってきたものと思われま。

平成20年度では、「家庭用電気製品」だけで全体の50%を占めており、液晶テレビ、IH調理器、ハロゲンヒーター、温水洗浄便座などで社告・リコールが行われました。社告・リコール情報は、以下で検索できます。

<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

表23 社告・リコール情報収集件数※

製品区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数及び割合		件数及び割合		件数及び割合	
家庭用電気製品	87件	45.8%	96件	48.0%	101件	50.2%
台所・食卓用品	7件	3.7%	7件	3.5%	11件	5.5%
燃焼器具	25件	13.1%	24件	12.0%	7件	3.5%
家具・住宅用品	19件	10.0%	17件	8.5%	12件	6.0%
乗物・乗物用品	6件	3.2%	11件	5.5%	13件	6.4%
身のまわり品	21件	11.0%	18件	9.0%	26件	12.9%
保健衛生用品	1件	0.5%	9件	4.5%	2件	1.0%
レジャー用品	14件	7.4%	9件	4.5%	3件	1.5%
乳幼児用品	3件	1.6%	5件	2.5%	9件	4.5%
繊維製品	7件	3.7%	4件	2.0%	12件	6.0%
その他	0件	0.0%	0件	0.0%	5件	2.5%
合計	190件	100.0%	200件	100.0%	201件	100.0%

※：本表の件数は、平成21年3月31日の再社告・リコール件数をです。ただし、石油温風暖房機、ガス瞬間湯沸器、扇風機など重大製品事故が発生し、定期的な社告等を行っているものについては、その再社告・リコール件数は含みません。

## 7. 事故情報収集結果等の公表

### (1) 事故情報収集・調査報告書

N I T Eでは、収集した事故情報について、必要な調査及び分析等を行い、事故動向等解析専門委員会の審議を経た後、四半期ごとにN I T Eのホームページ (<http://www.jiko.nite.go.jp/>) において個別事故原因及び再発防止措置等の情報を掲載するとともに、事故情報データベースを更新、さらに年度報告書として「事故情報収集・調査報告書」を公開し、消費者、製造事業者、行政機関等に対して情報提供を行っています。

また、製品による事故の再発防止のため、収集した最新の事故情報についてホームページにより毎週公表を行っています。

### (2) 事故情報特記ニュース及びプレスリリース

事故情報の調査の結果、事故の未然・再発防止のため消費者や関係機関等に対して情報提供を速やかに行う必要があると判断した案件については、随時「事故情報特記ニュース」(特記ニュース)を発行又はプレスリリースを行い情報を提供しています。

N I T Eでは、事故情報特記ニュースやプレスリリースの結果をN I T Eのホームページに掲載して消費者等に情報提供するとともに、消費生活センター、地方自治体、消防・警察機関、関係業界団体等に配布しています(別表のとおり)。

平成20年度は、「株式会社萬品電機製作所が製造した電気こんろによる事故の防止に関する注意喚起」について、事故情報特記ニュースを発行して情報提供を行いました。

### (3) 電子メールマガジン

製品安全に関する電子メールマガジン(製品安全マガジン：P Sマガジン)を隔週配信しています。製品安全の担当者等を対象に、N I T Eが収集した事故情報に基づく注意喚起、社告・リコール情報、関係機関情報などを製品事故の未然・再発防止の観点からタイムリーに提供しています。平成20年度は24回延べ11万3千人に配信しました。下記のホームページからEメールアドレスを登録することにより、P Sマガジンを受け取ることができます。

製品安全マガジンのホームページ(登録)

<http://www.nite.go.jp/jiko/psm/>

#### (4) 広報誌

N I T E が取り組む製品安全業務に基づく情報を提供するとともに、広く製品安全に取り組んでおられる関係機関の方々の活動や成果を紹介し、製品安全の情報を総合的に提供するための広報誌「生活安全ジャーナル」を平成18年度に創刊し、平成20年度は、第7号として「特集 乗物の事故と安全」をホームページに掲載しました。

生活安全ジャーナルのホームページ

<http://www.nite.go.jp/jiko/journal/index.html>

#### (5) リーフレット

N I T E で収集した事故情報の中から、季節毎に発生する事故事例と事故防止のポイントをわかりやすく説明したリーフレットを作成し、消費者、製造事業者、行政機関等に対して配布又はホームページによる情報提供を行っています。

平成20年度のリーフレット

- ・ハロゲンヒーターの社告・リコール2008（平成21年2月提供）
- ・夏 暮らしの中のかくれた危険 ～製品安全チェックで、楽しい夏休み！！～  
（平成20年夏季提供）
- ・新生活スタート 暮らしに潜む危険（平成20年春季提供）

注意喚起リーフレット

<http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/leaflet.html>

## 別表 事故情報「特記ニュース」及び「プレスリリース」

### 特記ニュース

平成20年12月26日

「No.87 株式会社萬品電機製作所が製造した電気こんろによる事故の防止に関する注意喚起」

株式会社萬品電機製作所が無償改修の対象とした電気こんろの機種以外についても誤作動を起こす可能性のある機種が新たに判明したとして、破産管財人から、平成20年12月25日付けで同社のホームページ上において改めて使用中止等の注意喚起が行われたことから、経済産業省は同年12月26日付けでプレスリリースにより注意喚起を行いました。N I T Eとしても、事故の再発防止のため、消費者への注意喚起が浸透するよう、同様の注意喚起を呼びかけました。

### プレスリリース

平成20年 4月 4日

「ハンドル形電動車いすの安全性調査結果について」

経済産業省からの委託を受けて、現在、市販されているハンドル形電動車いすを試買し、J I S等への適合状況を調べると共に、事故状況を想定した再現試験を実施し、車いすの安全性について改善点等があるかどうか調査した結果について、「電動車いす安全研究会」の審議を経て報告書に取りまとめました。

平成20年 4月 7日

『製品事故から身を守るために<身・守りハンドブック>』の発行について」

消費生活用製品による事故から身を守るための消費者啓発用冊子「製品事故から身を守るために<身・守りハンドブック>」を発行しました。

平成20年 4月23日

「サンダルのエスカレーター巻き込まれ事故に関する調査結果について」

平成19年8月に樹脂製サンダルを履いた子供がエスカレーターに巻き込まれて足の指を骨折する重大事故が発生し、事業者から経済産業省に重大製品事故報告が行われました。また、N I T Eにも、平成19年8月以降、サンダルの巻き込み事故が相次いで報告され、N I T Eは平成19年9月6日に特記ニュース（No.82）を発行し、注意喚起を行いました。

その後も事故報告が続き、同様の事故情報は現在までに計66件と多数の事故報告がN I T Eに寄せられています。

このように事故が多発していることから、N I T Eでは、サンダル等の安全性を調査するため、試買テストを行い報告書に取りまとめました。

平成20年 7月10日

「視力補正を目的としないカラーコンタクトレンズに関する調査結果について」

視力補正を目的としないカラーコンタクトレンズ(以下「おしゃれ用カラーコンタクトレンズ」という。)については、平成18年2月に独立行政法人国民生活センターが「おしゃ

れ用カラーレンズのテスト結果－おしゃれ用コンタクトレンズの安全性－視力補正を目的としないものを対象に－」において、眼粘膜刺激が起こりうる程度の細胞毒性が認められるものや、着色剤の溶出が確認されたもの、夜間の自動車等の運転等に注意が必要なものなど、安全性、品質に問題があるとしています。

また、N I T Eの事故情報収集制度において、おしゃれ用カラーコンタクトレンズの事故情報が多数寄せられています。

このようなことから、N I T E内に「視力補正を目的としないカラーコンタクトレンズに関する調査委員会」を設置し、おしゃれ用カラーコンタクトレンズの流通・安全性評価の実態、被害状況、品質、海外規制等についての実態調査を行い、報告書に取りまとめました。

平成20年 8月25日

「主婦連合会とN I T Eによる社会人のための製品安全に関する講座の開催について」  
製品安全の現状と製品安全政策について具体的事例に基づく考察、今後の事故防止方策や政策のあり方などをテーマとして、社会人のための公開講座を行うことになりました。

平成20年10月 7日

「『カセットこんろ』爆発事故防止について」  
平成20年9月、高校の文化祭においてカセットこんろ爆発事故が発生したことに関して、これからの季節、全国の高等学校、大学をはじめとする各種学校において文化祭等が開催され、今回の事故と同様にカセットこんろが使用される機会が少なからずあると考えられることから、同種事故の再発を防止するため、改めて製品の正しい使い方について広く注意を呼びかけることとし、事故防止のための記者説明会を開催しました。

平成20年11月19日

「電気こんろ（スイッチのつまみが飛び出した構造のもの）による火災事故防止について」

社告・リコール中のスイッチのつまみが飛び出した構造の電気こんろによる火災事故が多発していることをうけ、再発防止に向けて改めて広く注意を呼びかけるための記者説明会を開催しました。

・事故防止のための取り組み

N I T Eはこのような同種事故の再発を防止するため、平成17年1月13日付けで電気こんろに係る事故について「事故情報特記ニュース」を発行するとともに、N I T Eホームページ等を通じた事故情報の公表や、「身・守りハンドブック」の配布などにより消費者の安全確保に努めてきました。

引き続き、経済産業省が主催する製品安全点検日セミナーや全国の消費生活センター等が主催して開催される消費者を対象とした製品安全啓発セミナーにおいて注意を呼びかけてきました。

平成20年12月18日

「冬場の製品による事故防止について」  
本格的な冬を迎え、暖房器具等の製品を安全に使用していただくための注意事項とリコール等の措置が実施されている対象機器を改めてお知らせすることによって、当該機器をご使用の消費者の方々に使用中止をお願いし、早急に各社が設けている連絡先（フリーダ



ダイヤル)にご連絡をいただけるよう呼びかけることにしました。

平成21年2月13日

「ハロゲンヒーター（電気ストーブ）による事故防止について」

リコールが行われているハロゲンヒーター（電気ストーブ）の発火事故等の情報が多数寄せられており、製品を安全に使用していただくための注意事項とリコール等の措置が実施されている対象機器を改めてお知らせすることによって、当該機器をご使用の消費者の方々に使用中止をお願いし、早急に各社が設けている連絡先（フリーダイヤル）にご連絡をいただけるよう呼びかけることにしました。

平成21年3月31日

「経年劣化による製品事故防止について」

重大製品事故の報告・公表制度発足（平成19年5月14日）以降、製品の経年劣化が事故原因と考えられる長期使用製品安全点検・表示制度の対象製品（9品目及び5品目）に関する重大事故が経済産業省に多数報告されていることを受けて、これらの製品を安全に使用していただくための注意喚起を行うことにしました。

別添

品目代表例一覧

製品区分	品目代表例
01. 家庭用電気製品	エアコン、テレビ、洗濯機、配線器具（延長コード・コンセント・プラグ等）、コンセント付き家具、パソコン、扇風機、電気ストーブ、温水洗浄便座、電気炊飯器、携帯電話機など
02. 台所・食卓用品	食器、なべ（圧力なべを含む）、フライパン、包丁、冷水筒、まほうびん、電子レンジ用調理器、びん・缶など
03. 燃焼器具	ガス・石油・まきストーブ、ガス・石油こんろ、カセットこんろ、ガスボンベ、ガス栓、ガスホース、ガス・石油・まきふろがま、ガス・石油給湯器、ガス・石油ファンヒーターなど
04. 家具・住宅用品	家具、はしご・脚立、草刈機（電動のものを除く）、ドア・扉・シャッター、ハンガー、除雪機、手すり、浴槽、太陽熱温水器、塗料など
05. 乗物・乗物用品	自転車（電動アシスト車を含む）、車いす（電動車いすを含む）、自転車用空気入れ、歩行器、自転車用ヘルメット、三輪自転車など
06. 身のまわり品	デスクマット、電池、バッテリー、ゆたんぽ、履物、アクセサリ、芳香用ろうそく、ライター、爪切り、懐中電灯など
07. 保健衛生用品	蚊取り線香、カラーコンタクトレンズ、ビューラー、マスク、かみそりなど
08. レジャー用品	玩具、花火、運動器具、楽器、潜水具、カメラ・デジタルカメラ、スキー用品、ウェットスーツなど
09. 乳幼児用品	ほ乳びん、ベビーカー、幼児用三輪車、ベビーベッド、幼児用玩具、子守帯、幼児用歩行器、ふろ用浮き輪、乳幼児用衣類など
10. 繊維製品	衣類（下着を含む）、カーペット、寝具、タオルなど
11. その他	上記製品区分に該当しないもの